

仲裁制度の概要

弁護士 土肥 俊樹



弁護士
土肥 俊樹
(どい・としき)

<出身大学>
東京大学法学部
東京大学法科大学院
(司法試験合格により退学)

<経歴>
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
アンダーソン・毛利・友常法
律事務所入所
2021年7月
弁護士法人中央総合法律事
務所入所

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務

1 仲裁とは

仲裁は、第三者が民事上の紛争について審理・判断し、第三者の判断に当事者が服する旨の合意を前提とした紛争解決手続です¹。裁判外による紛争解決手続の一種という点で調停及びあっせんとは共通していますが、調停及びあっせんは調停委員等の第三者による関与を前提にあくまで当事者間による互譲・合意によって紛争を解決するのに対して、仲裁は第三者の仲裁判断に基づき終局的・裁断的に紛争を解決するという点で異なります。

2 仲裁の種類(アドホック仲裁と機関仲裁)

上記のとおり、仲裁手続は第三者による審理・判断がその中核にあるところ、第三者(「仲裁人」)の選任にはじまり、仲裁手続をどのように運営するかという点で、アドホック仲裁と機関仲裁という区別が重要となります。

アドホック仲裁とは、仲裁人の選任をはじめ仲裁手続に関する規則の選択・設定等が当事者の合意によって行われる仲裁です。一方で、機関仲裁とは、既存の仲裁機関が事前に定めた仲裁規則に従って行われる仲裁です。

対立当事者間で仲裁手続に関する合意を行うのは容易ではなく、特に公正独立かつ適切な仲裁人を合意によって選任するのは困難です²。そこで、自ら定めた仲裁手続規則を有するとともに、仲裁人候補者リストを備えている常設仲裁機関を利用した機関仲裁が行われることが多いとされています。たとえば、常設機関の一つである一般社団法人日本商事仲裁協会(The Japan Commercial Arbitration Association、「JCAA」)は、商事仲裁規則(「規則」)をはじめとする諸規則を定めており、研究者や実務家を中心とする仲裁人候補者リストを有しています³。

3 仲裁の特徴

上記1で述べたとおり、仲裁は仲裁人の判断により終局的・裁断的に紛争を解決する手続のため、同じく裁断型の手続である訴訟と比較しつつ、仲裁の特徴を概観します。

(1) 簡易迅速性

仲裁は当事者の合意によって手続を形成することができるため、訴訟手続と比べて簡易迅速に手続を進行することができます。

たとえば、仲裁判断に対しては、当事者が

別段の合意をしていない限り、原則として上訴ができないため、これらが可能な訴訟と比べると、早期に紛争を解決することができます。仲裁判断までに要する期間については、JCAAのウェブサイトに掲載されている2011年から2020年の間に終結した仲裁事件を対象としたデータによると、仲裁廷の成立から平均約1年で仲裁判断が下されています⁴。

(2) 柔軟性

前述のとおり仲裁は当事者の合意によって手続を形成できるため、柔軟な運営が可能となります。たとえば、仲裁人の数や手続言語、審理場所について、当事者の合意により決定することが可能であり、また、書面等をメールやファイルアップローダーを利用して提出することもできます。

(3) 秘密保持性

訴訟は公開審理が原則とされているのに対して、仲裁手続は非公開で行われることから、紛争が生じている事実やその内容を第三者に知られることはありません。規則42条1項では、仲裁手続及び記録を非公開とする旨を定めています。この点は、特に企業が当事者となる商事紛争について、仲裁を利用する大きなメリットになると考えます。

(4) 専門性

仲裁は当事者の合意によって仲裁人を選任することができるため、事件の性質に応じて専門性を有する仲裁人を選任することで、各分野や業界の実情に即した紛争解決が期待できます。訴訟においても、専門委員や鑑定人を手続に関与させることで専門性に配慮した紛争解決を期待できますが、裁判官自身に必ずしも当該事件に関する専門的知見があるとは限らず、また専門委員等に関与させた場合にはそうでない場合に比して訴訟が長期化するおそれがあります。そのため、事件の内容に照らして専門的な見地からの判断が必要な場合には、仲裁を利用するメリットがあります。

4 仲裁合意について

(1) 仲裁合意とは

上記1で述べたとおり、仲裁を利用するためには、当事者間における仲裁合意が必要となります。仲裁法上、仲裁合意は「既に生じ

た民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を仲裁人にゆだね、かつその判断に服する旨の合意」と定義されています(仲裁法2条1項)。ポイントは、①民事上の紛争の解決を第三者の判断に委ねること、②第三者の判断に両当事者が服することを合意しておく必要があるということです。

(2) 合意方法について

まず、仲裁合意の形式については、口頭では足りず、書面する必要があります(仲裁法第13条)。

次に、合意の時期については、紛争発生後に合意することも許容されていますが、實際上、紛争発生後に仲裁合意を成立させるのは困難な場合が多いです。そのため、仲裁による解決を希望する場合には、事前に契約において仲裁合意条項を定めておくことが重要です。

たとえば、JCAAは、商事仲裁規則によって仲裁を利用する場合の仲裁条項例として、以下の規定をウェブサイト上で掲載しています⁵。なお、仲裁地を変更する場合には、「東京(日本)」となっている箇所を当該土地の国名及び都市名に変更することとなります。

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京(日本)とする。

(英文)

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be Tokyo, Japan.

(3) 仲裁合意の効果

仲裁合意が有効に成立した場合、当該合意の対象となる民事上の紛争については、訴訟ではなく仲裁によって解決されるべきこととなります。したがって、対象となる紛争について一方当事者が訴訟を提起した場合、相手方当事者は仲裁合意の存在を抗弁として主張することができ、抗弁が認められた場合、訴えは却下されます(仲裁法14条1項本文)。

5 仲裁手続について

上記のとおり、仲裁は当事者の合意によって手続を形成できるため、アドホック仲裁の場合には事件ごとに異なる手続が想定されますし、機関仲裁の場合であっても、どの仲裁機関を利用するか、当該機関が定める規則のうちどの規則を選択するか(さらに当該規則のうち一部につき異なる合意をするか)によって、手続が異なります。ここでは、JCAAの商事仲裁規則を前提に、(1)仲裁の申立て、(2)仲裁人の選任、(3)審理予定表の作成、(4)証人尋問の4点について、概観します。

(1) 仲裁の申立て

仲裁手続は、仲裁申立書がJCAAに提出された日に開始します(規則14条6項)。仲裁申立てにあたっては、仲裁申立書とともに、仲裁合意を含む契約書の写し、及び(代理人をつける場合には)委任状を提出する必要があります(同条3項・4項)。また、申立人は、申立てに際して、JCAAに対して管理料金を納付する必要があります(同条5項)。

(2) 仲裁人の選任

基本的には当事者が選任する(規則27条1項、同28条1項)こととなりますが、当事者が選任しない場合にはJCAAが選任します(同27条3項、28条3項)。

実際には、上記2のとおり、当事者合意の上で公正独立かつ適切な仲裁人を選任することは難しいため、考慮事項(法曹資格の有無、使用言語の種類、専門的知識の有無等)や選任方法(候補者を複数名挙げる、両当事者に意見の機会を付与する等)について当事者間で合意した上で、これをJCAAに伝え、選任自体はJCAAに委ねるという手法がとられることもあります。

なお、商事仲裁規則は仲裁人補助者という制度を設けており、仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実質的な影響を与えない限度において、仲裁人が仲裁人補助者を利用することができます(同33条)。

(3) 審理予定表の作成

仲裁廷は当事者の意見を聞いた上で、審理予定表を作成します(規則43条2項)。審理予定表には、両当事者の主張書面及び証拠の提出期限のほか、審問による人証調べや、それらを踏まえた仲裁判断の時期が記載されます。

(4) 証人尋問

審問において証人尋問を行う場合には、当事者の意見を聞いた上で、仲裁廷が日時及び場所を決定します(規則51条1項)。仲裁では、訴訟における裁判所庁舎内の法廷のような場所が事前に用意されていないため、証人尋問の場所をどこにするかという問題があります。この点、一般社団法人日本国際紛争解決センター(Japan International Dispute Resolution Center)が運用するJIDRC-Osaka及びJIDRC-Tokyoは、テレビ会議システムをはじめとする各種機材が常備されており、審問会場としての利用に適しています⁶。

1 このように定義される仲裁は仲裁法が適用される「狭義の仲裁」と呼ばれるのに対して、第三者による判断に当事者が拘束されない又は一方当事者のみが拘束される旨の合意がある場合等は「広義の仲裁」とされています(山本和彦・山田文「ADR仲裁法[第2版]」[日本評論社、2015年]292頁参照)。

2 小島武司・猪股孝史「仲裁法」[日本評論社、2014年]20頁参照。

3 商事仲裁規則や仲裁人候補者リストについては、JCAAのHP(<https://www.jcaa.or.jp/>)に掲載されています。

4 <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/whyjcaa.html>

5 <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/clause.html>

6 JIDRCの運用する各施設やその利用方法等については、JIDRCのHP(<http://idrc.jp/>)に掲載されています。